

勘定体系・新分野専門委員会の課題

勘定体系・新分野専門委員会の所掌事務

当専門委員会は、平成19年11月26日の国民経済計算部会で設置が了承され、その所掌事務は、以下のとおりとされている。

- 国民経済計算整備の基本方針・総括的検討
- 勘定体系の設計
- 時系列統計の整備
- 国民経済計算体系の国際動向の調査
- 推計基礎資料の検討
- 所得分配勘定・分布統計の整備（県民経済計算を含む）

当面の優先課題

当専門委員会の所掌事務は多岐にわたっているが、当面、以下の課題について優先的に検討していくこととしたい。

(1) 国民経済計算の作成基準の設定に関する審議

統計法第6条において、

- ・ 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。
- ・ 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

と規定されており、統計法の全面施行（平成21年4月目途）までに、作成基準を設定する必要がある。

(2) 推計基礎資料の検討（基礎統計への要望事項等）

統計委員会・基本計画部会において、公的統計の整備に関する基本計画を、統計法の全面施行時までの閣議決定を目指して検討しているところ。

国民経済計算の立場から見て、どのような基礎統計の整備・改善が必要か検討し、基本計画に盛り込んでいく必要がある。

(3) 93SNA改定に関する審議

国民経済計算体系に関する現在の国際的な基準は、1993年に国際連合の統計委員会で採択されたもの（一般に「93SNA」と呼称されている）であるが、改定が進められており、2月末の国際連合統計委員会で前半の改定案を採択する見込み（後半は来年）。

これについては、基礎統計のレベルから対応が可能かを検討する必要があり、直ちにわが国の国民経済計算に導入するものではないが、当面は、勘定体系・新分野委員会において関係資料の翻訳等の事務的作業を進め、必要に応じて、他の専門委員会でも議論いただくこととしたい。